

# 官報

## 号外

昭和五十八年五月十一日

### ○第九十八回 参議院会議録第十三号

昭和五十八年五月十一日(水曜日)

午後一時七分開議

○議事日程 第十三号

昭和五十八年五月十一日

午後一時開議

第一 特定不況業種・特定不況地域關係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 駐留軍關係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 清化槽法案(衆議院提出)

第四 社会福祉事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、故元議員藤原道子君に対し弔詞贈呈の件  
一、國家公務員等の任命に関する件

内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君、山下重君を、社会保険審査会委員に河野共之君を、運輸審議会委員に渡辺芳男君を、日本放送協会経営委員会委員に阿部英一君、磯田一郎君、佐方信博君、白井修一郎君、田村祐造君を、労働保険審査会委員に田中清定君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、科学技術会議議員及び日本放送協会経営委員会委員のうち磯田一郎君、佐方信博君の任命について採決をいたします。

日本放送協会経営委員に田中清定君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、科学技術会議議員及び日本放送協会経営委員会委員のうち磯田一郎君、佐方信博君の任命について採決をいたしました。

諮問に応じて答申することを任務としており、審議会の意見または答申については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

審議会は、行政の改善問題に関するすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもって構成することとし、また、審議会の調査事務その他の事務を処理させるための事務局を置くこととしております。

また、審議会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしているほか、特に必要があると認めるときは、みずからその運営状況を調査することができます。

なお、審議会は臨時の機関として設置されるものであり、政令で定める本法律の施行期日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしております。

このほか、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、臨時行政改革推進審議会設置法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がござります。順次発言を許します。勝又武一君。

〔勝又武一君登壇 拍手〕  
○勝又武一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案について、総理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

第一は、この法律案によって実施が進められようとしている行政改革が、眞に国民のための行政改革か、逆に国民の期待に反する行政かについてであります。簡素で効率的な行政をうたい文句に鈴木、中曾根内閣が行った実績は、福祉、文教の切り詰

め、人勧実施の見送りと防衛費予算の異常突出の聖域扱いであります。この事実は、国民の目にははござります。

審議会は、実質マイナス三・二%の異常緊縮予算の中で、防衛費は六・五%の大増となっており、しかも五六中葉達成には五十九年度以降四年間の平均伸び率七・三%ないし九・八%必要であることが予算審議を通じ明らかになつております。歴代政府が守り通してきた防衛費G.N.P.一%以内の歴史でも、もはや風前のともしびであり、政府はこの公約を簡単に踏みにじらうとしております。国民は軍事費捻出のための行政改革には反対であります。

中曾根総理は、口を開けば平和憲法を守ると言われ、今回服説したASEAN諸国においては、勇ましい軍備拡大論をぶつた訪米時は手のひらを返して、しきりに軍事大国にはならないと言われておりますが、口とはうらはらに、軍拡路線を選択していると多くの国民は危惧しております。

この国民の行政改革に対する不安に、総理及び行管長官はどう答弁されますか。

さらに、国民のための行政改革は、軍縮で平和を樂き、福祉、分権によって国民の生活を守り、國民のための効率的で簡素な政府づくりだと思います。

この点では第二臨調の答申は背馳しておらず、政府自身の見取り図はいまだ示されていない状況ですので、ぜひ国民のための行政改革案を策定し、國民にお示しをいただきたいと思います。

第一は、政府の行政改革の具体的な内容が、鈴木が、あわせて総理と行管長官の答弁を願います。

第二は、政府の行政改革の具体的な内容が、鈴木内閣以来引き続き内政の最重要課題と言われながら、明確にされていない点についてであります。

齊藤行管長官は、ただいま本法案の趣旨説明で、「行政改革を具体的に実施することは、政府みずから責務であります」と述べられました

が、その実施の具体案はいつ策定し、国会や国民に不されるのでしょうか。

審議会は、利用者の立場が出ておらず、素

臨調答申を受けての行革大綱の閣議決定は、総論の総論で問題になりません。政府の立場で臨調答申を全面的に尊重実施するというのであれば、総論的具体的な実施計画と詳細な改革の内容を明らかにすべきであります。

また、電電公社について臨調答申は、当面、選挙の前に明らかにし、国民の審判を受けるべきであります。内容不明の行政改革を推進する審議会を設置するのは無責任なやり方であり、行革の必要であることをこの六月参議院選挙の前に逆転していることを指摘しないわけにはまいりません。

なお、こうした政府の姿勢と根強い省庁、官僚の縛り争い等から判断して、三年の时限立法である本法案の期限内にどこまで行革が進まられるか、はなはだ疑問であります。これらの点について総理と行管長官の答弁を伺いたい。

第三として、答申で示された省庁統廃合はどう進められますか。國の地方出先機関の整理は、また内部部局の再編合理化は検討が終わりました。

中曾根総理は、前内閣と違つて、行政改革と財政再建は別個のものと主張しており、その趣旨は行政改革を積極的に推進する決意を表明したものと受け取られておりますし、組閣に当たつて各大臣に行革協力で一札を取つたとみずから述べておられる点などから考え、臨調答申のこの機構改革部分はいつごろまでに実行されますか、伺います。

今国会に提案された年金統合でも、その業務処理は従来どおりということで、総理の方針から見れば、行政改革分野が置き去りのまま、とりあえず国鉄共済の苦境救済の処置がとられたというところになり、本末転倒の改革と言えるのではないでしょう。一事が万事、臨調答申の省庁統合等行政機構改革ではこうした事態にならないか、決意のほどを総理に伺いたい。

さらに、臨調答申で指摘している官業の民营化問題について、既設の審議会等の意向は多くの場合反対であります。

こうした現状のもとで、政府の既存の審議会あるいは調査会と、本法案によって設けようとされる臨時行政改革推進審議会での諮問、検討課題の重複

直に納得できる心境でない」と不満を表明したと伝えられており、財政投融資原資の大宗を占める郵便貯金制度の改正は、大蔵大臣も安堵してはおれないと思います。

さらに、電電公社について臨調答申は、当面、全額出資の特殊会社に移行させ、五年以内に基幹回線を運営する中央会社と複数の地方会社に再編成するとしていますが、自民党内にも多くの異論があり、電電公社は独自の方式を主張するなど、

臨調答申に真っ向から対峙することになつております。専売公社については、臨調答申は民営化を述べておりますが、公社もたばこ耕作者もこの方針に反対しております。こうした現実を踏まえ、官業の民営化に、行管長官及び担当大臣である郵政、大蔵の各大臣の答弁を求めます。

なお、臨調の考え方に対し反対を初め種々の意見が多い場合、どのような視点に立ち、どのような形の諮問や答申をこの法案で設ける臨時行政改革審議会に求めようとするのか、総理と行管長官の答弁を求めております。

第四は、臨調答申、臨時行政改革推進審議会、そして既存の公的審議会や各省の私的諮問機関の関係いかんということになります。

臨調は、曲がりなりにも増税なき財政再建を堅持すべく政府に答申を提出しておりますが、大蔵大臣は本院予算委員会で、「答申は哲学を示したもので、最終決定は権威ある政府税制調査会の判断による」と答弁しており、また、政府税制調査会の倉武一會長は、増税なき財政再建は期待できないとの立場をしばしば発言しております。これはほんの一例にすぎません。その他教科書無償制度の見直し、児童手当の廃止等、臨調答申が指摘した問題について、既設の審議会等の意向は多くの場合反対であります。

こうした現状のもとで、政府の既存の審議会あるいは調査会と、本法案によって設けようとされ

場合、だれがどう調整し、責任はだれが負うのか。總理、行管長官、大藏大臣の見解を承つておきたい。

第五に、本来、行政改革は政府が国民の代表である国会のチェックを受けながら実行すべきものであるのに、そうした議会制民主主義の原則を輕視して、行政の改善問題にすぐれた議見を有する者という殺し文句で委員を選任し、いいにつけ悪いにつけ、政府の隠れみのに使われるおそれのある審議会設置の本法案は、まさに欠陥法案であるばかりでなく、第二臨調の解散によつて行政を政府が握りつぶしにしてしまう危険に対するお目付役とも言われており、行政改革こそ最大の政治課題と宣伝している中曾根内閣にとって、まさに恥辱的な法案ではないでしょうか。中曾根内閣が言行一致の内閣であれば不必要な法案と思うのですが、いかがでしょうか。

さらに、行革三昧と、行革に政治生命をかける

との意気込みの中曾根總理は、臨調答申は完全実施で、それこそ小骨一本抜きませんと明言できま

すか、お伺いいたします。

最後に、行政改革と財政再建について伺います。

鈴木内閣が掲げた五十九年度赤字国債から脱却

の公約は完全に破綻し、五十八年度の赤字国債發行額約七兆円であり、この脱却の目標年次すら中曾根内閣は明確にしておりません。さらに、国債残高百十兆円、国債利払い費八兆円と、天文学的数字となつてゐる上に、財政の中期試算等から判断して、今後、毎年度十兆円を超える国債發行と國債利払いの一兆円増額は避けられません。

その上、六十年度以降は大量の国債償還を迫られ、国債多様化政策といった耳ざわりのいい宣伝文句の中期国債の累増は、借金返しのおもしとなつてはね返つてしまります。わが国財政の実態はまさに火の車であり、歳出総額の約二割に達するという国債の利子を払うための赤字国債發行であります。これをサラ金財政と言わずにして何を

サラ金と言ふのか、だれが責任をとるのか。總理

と大藏大臣は、性根を据えて、サラ金財政からの脱却を明確にすべきであります。

五十九年度予算審議を通じ、わが党を初め野党各党は、政府の財政再建並びに臨調答申の増税なき財政再建をどう進めるかただしましたが、何一つ明確な答弁がなされておりません。この機会に改めて伺いますが、赤字国債脱却の目標年次はいつか。増税なき財政再建は歳出削減のことでして考えるところですが、この方針は目標であるのか、単なる手段なのか。いわゆる一般歳出を中心とした歳出削減で巨額な收支差額を解消する自信を政府は持つているのか。

ささらに、近い将来必至ではないかと国民が心配

している大型間接税等の増税による財政再建の露

としているのでないか。考えていないのであれば、

大藏大臣、明確に御答弁をいただきたい。

しかも總理は、韓国への四十億ドル、九千億円以上に及ぶ援助に続き、今回のASEAN諸国に

二千億円以上の経済援助を約束したと伝えられま

すが、いつも外国では調子のいいことをおつしや

りながら、かかるわが国の財政状況を真に考えて

いるのか、本気で財政再建をなさる根性がおあり

か、国民はきわめて不信感を強めているのであり

ます。この点にどう答えられますか。

今後とも政府は、各方面の御意見を聴取しつつ、簡素で効率的な行政の実現を目指して最大限の努力をしてまいります。以下、新行革大綱を策定しておるところでございます。

今後とも中下旬にはこの大綱を国民の皆様

方にもお示しして御協力を願いたいと考えております。

次に、具体的な実施計画を示せという御質問でござります。

従来、第一次から第四次に至るまでの答申につきましては、大体一ヶ月前後でその方針をお示しいたし、あるいは閣議決定をし、あるいは実施の

大綱をつくりましてお示しをし、また必要な法案もすでに国会に提出してきたところでございま

す。第五次答申につきましても、これまでと同様

の方針によりまして、いわゆる新行革大綱を決定

直結するためにはどう対処されますか。なお、隠れ人向け等の優遇税制の是正をどうされるのか、總理大臣と大藏大臣の答弁を要求いたしました。

最後に、財政再建にかかる政策の選択いかん

は、わが国の将来を決定する歴史的な岐路であ

り、その責任はきわめて重大であり、總理と大藏

大臣の双肩にかかるることを重ねて強調し、

私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君登壇、拍手)

お答えをいたします。

まず、国民のための行革案を策定せよという御質問でございます。

もちろんこのお考えにはわれわれも同感でござ

いまして、行政全般にわたりまして聖域なき見直

しを進めるに同時に、社会経済全般の進展、内外

の環境の変化に即応した全国民的な行政の体制を

整えようとするものでございます。このようないく

な内閣の姿勢及び臨時行政調査会の方針につきましては、国民一般の御理解をいただいているものと考

えております。

今後とも政府は、各方面的御意見を聴取しつ

つ、簡素で効率的な行政の実現を目指して最大限

の努力をしてまいります。以下、新行革大綱を策定しておるところでございま

す。

今までの審議会等は、おののの分野におい

てその見識を政府にお示しいただいたものであ

り、それぞれ尊重されるべきものでござります。

政府といいたしましては、それぞれの審議会の任務と観点等の特質にも配慮いたしつ、政府の責任において政策選択に誤りなきを期すべく最善の努力をして、これを統合実施していくという考え方でございます。

この臨行審の設置は議会制民主主義の原則を無

視するものではないかという御質問でござりますが、そのようには考えておりません。

た補助金と批判される不公平税制の元凶である法規等について御質問をいただきました。

臨調答申におきましては、本省庁の内部部局の再編合理化、地方支分部局の整理合理化等種々の機構改革を指摘されておるところでございます。

これらへの対応につきましては、今後その手順を含め、近く決定の新行革大綱へ盛り込むべく下

鋭意努力中であり、成案を得次第、逐次これを実施してまいりたいと考えております。

次に、このいわゆる臨行審に對してどのような形の諮問を行ふかという御質問でございます。

行革を推進するということは政府のかねがねの強い熱意であり、基本政策でございますが、この施策の具体化につきましては、各界有識者の御意見を広く集める必要もあると思いましてこの法案の御提出を認めていただいた次第でござります。

あくまでも臨調答申尊重の基本線の上に立ちまして、施策の具体化につきましていろいろ諸問してまいりたいと、このように考えております。これ

は八条機関でございまして、できるだけ広く国民各位の御意見を聴取しつつ行革を推進する、そういう考えに立った諮問機関であると御理解いただきたいたいと、このように考えております。

いままでの審議会や諮問機関との食い違いが

あつた場合どうするかという御質問でございま

す。

今までの審議会等は、おののの分野におい

てその見識を政府にお示しいただいたものであ

り、それぞれ尊重されるべきものでござります。

政府といいたしましては、それぞれの審議会の任務と観点等の特質にも配慮いたしつ、政府の責任において政策選択に誤りなきを期すべく最善の努力をして、これを統合実施していくという考え方でございます。

この臨行審の設置は議会制民主主義の原則を無

この審議会は、民間有識者の意見を聴取して、政府の行政改革を充実した内容にするための諮問機関であり、いわゆる八条機関に当たるものでございまして、最終的には政府の責任においてこれは実施すべきものであると考えております。

赤字国債脱却の目標等について御質問をいたしました。

この点につきましては、すでに申し上げました

が、現在政府は、新しい経済指針あるいは経済展望の策定をお願いいたしておりまして、大体八年

を目途に新しいう長期経済展望をおつくりいた

だいているわけでございます。それに即応して財政改革案をおつくりいただきまして、経済と財政とを整合した形においてつくりたいと考えておる

わけでございます。これらとの見合いにおきまして財政改革という構想も逐次展開されてくる問題でございまして、しばらく御猶予をお願いいたし

たいと思います。

特例公債依存体質からの脱却につきましては、

できるだけ早くその達成を図ることが望ましいと考えております。歳出歳入の見直しあるいは財政均衡の回復等を政府としては誠実に努力してまい

るつもりでございます。

韓国やASEAN等に対する経済援助を約した

が、一体財政再建との関係でいかんという御質問でござります。

わが国の財政状況がきわめて厳しい状況にあることは御承知のとおりでございます。しかし、わが国が開かれた日本となり、また外分の国際的協力をいたすという立場から見ますと、この苦しい財政の中からもある程度のものを捻り出して发展途上国に対して日本の誠意を示すことは、きわめて重大なことであると考えております。そういう観点に立ちまして、政府は、五十八年度予算におきましては、対前年度に対して約七兆増と記憶しております。これらやはり経済大国になりました日本としての国際的役割を果たす上の一つの象徴的

な行為として国際的にも御了解いただきたいと、このような熱意に燃えて計上した次第なのでございます。

補助金の整理につきましては、従来いろいろ努力してまいりましたが、五十八年度におきましてはかなり厳しく、マイナスシーリングのもとに行いました。五十九年度以降におきましても、その

ようにならぬ別に具体的に厳しく検討いたしまして縮減を続けてまいりましたがございます。

優遇税制の是正について御質問がございましたが、租税特別措置につきましては、税負担の公平確保の見地から、社会経済情勢の変化に対応して今後とも必要な見直しを行っていく予定でございます。

残余の御質問は関係閣僚より御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤邦吉君) 勝又議員の私に対する御質問にお答えを申し上げます。

最初は、行革において国民のための行革案を策定せよという御質問でございますが、私も同感でござります。

総理からもすでにお答え申し上げましたよう

に、行政改革の目標は、行財政の全般にわたって聖域なき見直しを進めながら、国民一般の要請にござります。

総理からもすでにお答え申し上げましたよう

に、行政改革の目標は、行財政の全般にわたって聖域なき見直しを進めながら、国民一般の要請にござります。

総理からもすでにお答え申し上げましたよう

に、行政改革の目標は、行財政の全般にわたって聖域なき見直しを進めながら、国民一般の要請にござります。

総理からもすでにお答え申し上げましたよう

に、行政改革の目標は、行財政の全般にわたって聖域なき見直しを進めながら、国民一般の要請にござります。

総理からもすでにお答え申し上げましたよう

に、行政改革の目標は、行財政の全般にわたって聖域なき見直しを進めながら、国民一般の要請にござります。

現業等の政府直営事業や公社、公園等公共目的のもとに国が独立の法人格を与えて独立の経営主体として經營させる事業のあり方については、それぞれの事業に即した公共性の要請というものを踏まえながら、極力、企業経営的な効率性を重視するという観点が必要であると考えておるものであ

ります。

電気、専元の改革については、臨調第三次答申を受けて昨年の秋閣議決定した行革大綱に沿って、目下関係省庁を中心と所要の検討が進められるものと考えておる次第でございまして、防衛突

出といったふうな御批判は当たらないと考えておあります。政府としては、今後とも各方面的御意見等を聴取しながら、簡素で効率的な行政の実現を目指し、最大限の努力を払う所存でございます。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申について重複したり食い違いがあつたらどう調整するのかといふお尋ねでございます。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておるのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておるのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

業を進めているところでございます。

その次は、臨調の考え方による場合、どのような形で諮問や答申を求めようとするのかといふお尋ねでございます。

臨調からの各答申を尊重しつつ行政改革を推進することは政府の基本方針とするところであり、こうした政府の考え方については広く国民一般の支持を得ているものと考えております。

臨調関連の行政改革に関する異論についてどう考えるかとのお尋ねでありますが、政府としては、答申尊重という基本線の上に立って、施策の具体化に当たっては極力各界各方面の声に耳を傾けていくつもりであり、新たな審議会の場もそのために最大限に活用してまいりたいと考えております。

それから、臨調の答申と既存の審議会等の諮問あるいは検討課題、そういう問題について重複したり食い違いがあつたらどう調整するのかといふお尋ねでございます。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておるのであります。

この点につきましては総理からもすでにお答え申し上げたところでございますが、臨調答申については政府はこれを尊重するということを基本方針として行政改革を推進することとしておのであります。

以上でございます。

なお、郵政事業を含め第五次答申において提言された事項の取り扱いについては、答申の趣旨を

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、ま

第一はいわゆる郵貯問題であります。

臨調答申で指摘しております郵便問題制度の改正についてございますが、去る三月十八日、臨調の第四次と第五次答申に関して、これを最大限に尊重しつつ行政簡素化、効率化を推進するとして、引き続き所要の改革方策の調整、立案を進めて逐次実行に移す旨の対処方針をまず閣議決定をしたところであります。そして、いわゆる行革大綱、以下これが銳意検討、作成されつつあるところであります。したがって、政府部内におきまして引き続き検討を進めて、臨調の答申を尊重しながらこれに対処していきたいというふうに考えております。

次が、大蔵省所管であります専売公社の問題であります。

いま御指摘がございましたとおり、十万五千という耕作者の問題、また二十六万余にわたります小売店の問題、そういうことが問題として内包しておるということは、私どもも十分承知をしております。企業性の発揮が可能なものでなければならぬという考え方方に立つて、それらの点にも十分配慮しながら関係方面と調整を図つて、そしてこれに対処していくふうに考えております。

それから審議会の問題につきましては、ただいま齋藤行営庁長官から基本的なお答えがございまして、確かに私どもの方といたしまして、具体的に御指摘になりましたとおり、臨調として税調との問題がございます。しかし、今まで指摘された点を精査いたしますと、いわゆる臨調かなら指摘された税制そのものに対するあり方、そして税調そのものが今までたびたび提言しておりますところの税制に対するあり方の検討、これについて大きな違いはございません。あくまでも私どもといたしましては、増税なき財政再建、これを理念としてこれから対応していくかなければならない課題であるというふうに考えております。それから行革と財政再建問題について、まず日

標年次という問題につきましては総理から正確な答弁がございました。経済展望と整合性を持ちながら、これから部内で懸念な検討を続けて答えを出していくべき課題であるというふうに考えております。

それから増税なき財政再建、これはたびたび申し上げておりますように、行革のまさに理念でござります。あくまでも私どもといたしましてはこの考え方を基本に堅持して、そして今まで以上に制度、施策の根源にまでさかのぼりまして、各方面の意見を十分に伺いながらこれに対処していただきたいというふうに考えておるところであります。

それから補助金問題についての御指摘がございました。

この補助金問題につきましても総理から御答弁がございました。これから、それこそ個人、家庭の自助努力に期待して、また民間部門の活力にゆだねるべきものであるかないか、そしてまた国と地方の役割り分担、こういうことについて幅広い検討を続けてまいりたいと思っております。

統合メニュー化方式等についての御批判、これもございました。この統合メニュー化方式によりまして、補助目的が従来より包括的になつたことによつて内容が判別しづらくなつたということもあると思われます。しかし、類似目的の補助金について、地方公共団体の自主性の尊重、資金の効率的使用、そして事務の簡素化の見地から今日まで進めてきたところでございますので、これからも整理合理化のための努力は不斷に行つていかなければならないというふうに考えております。

そして、いわゆる不公平税制という点についても総理からお答えがありました。昭和五十一年以来、年々厳しい見直しを行つてきております。昭和五十八年度におきましても、価格変動準備金の廃止年度の繰り上げを行つたほか、各種特別償却や準備金についての縮減を行つたところでござります。今後とも税負担の公平確保の観点から、社

会経済情勢の変化に対応して、これらに対しても絶えず見直しをしていくという考え方を堅持しながら対処していくべきだというふうに考えておるところです。

それから大型間接税、こういうことの導入について、今日検討しておることもございませんし、指示をいたいたしたこと也没有。(拍手)

○國務大臣(松垣徳太郎君) 勝又議員の御質問についてお答えをいたします。

まず、郵便貯金につきまして、臨調答申は各種の指摘、提言を含んでいるところでございますが、なかなか定額郵便貯金の見直しに関する臨調答申の指摘につきましては、利用者国民に深くかかわる問題でもありますので、今後、関係方面の御意見を伺いながら十分慎重に検討すべきものであるというふうに考えております。

次に、電電公社の改革につきましては、昨年秋、閣議決定されました行革大綱により、政府・自由民主党行政改革推進本部常任幹事会において調整を進めることとされております。郵政省としても、この行革大綱に沿って対処するとしておりますが、現在まだ調整が整っていない状況であります。臨調答申には各般にわたる要素について提言が盛り込まれておきました。いずれも電気通信政策上重要な問題であると考えております。

したがいまして、電電公社の改革に当たりましては、第一に、国民生活に不可欠となつてゐる電話を中心とした公衆電気通信サービスを、あまことに公平に低廉な料金で安定的に供給すること、第二に、今後の情報化社会の進展の中で電気通信の果たす役割が大きくなることを十分認識し、需要に応じた高度かつ多彩なサービスの提供が可能となるよう電気通信の健全な発展を図ること等を基本として対処してまいりたいと考えておる次第であります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 峰山昭範君登壇、拍手

○峰山昭範君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま旨意説明のありました臨時行政改革推進審議会設置法案に関連して、中曾根内閣の行政改革に取り組む基本姿勢をただしつつ、総理並びに行政管理庁長官の見解を伺いたいと思います。

昭和五十六年三月、社会経済情勢の変化に対応した適切かつ合理的な行政の実現を目指して発足した第二次臨時行政調査会は、去る三月十四日、最終答申を政府に提出し、すべての任務を終了いたしました。この第二臨調が所期の目的を十分果たしたかどうかは議論の分かれるところであります。が、二年間の短期間で広範な分野に及ぶ行政を取り組み、五次にわたる貴重な答申をまとめられた土光会長初め関係各位に敬意を表するものであります。

戦後、歴代内閣は、行政改革を目指して幾度か審議会、調査会等を設置し、その答申または勧告を受けているのであります。が、その実効はほとんど見るべきものがなかったことは御承知のとおりであります。しかし、わが国が置かれている現状は、もはや前車の轍を繰り返すことは許されない状況にあり、過去の経緯を厳しく反省し、真に行政改革を断行しようとするならば、まず行政府の長である総理の確固たる決意とりーダーシップが何よりも必要であることは言うまでもありません。

そこで、私はまず、中曾根総理の行政改革に取り組む基本姿勢についてお伺いします。

第一は、総理の行革に対する決意についてであります。

総理は、施政方針演説で行政改革に取り組む決意を表明し、また再三にわたって臨調答申の尊重の対応は、総理の発言とは大きく食い違っていると言わざるを得ないのであります。すなわち、行

○議長（徳永正利君）　峯山昭範君

長(徳永正利君) 塚山昭範

卷君

第一はいわゆる郵貯問題でござります。  
臨調答申で指摘しております郵貯問題、制度の  
改正についてでございますが、去る三月十八日、  
協議の第四次と第五次答申に關して、これと最大  
標年次という問題につきましては総理から正確な  
答弁がございました。経済展望と整合性を持ちな  
がら、これから部内で懸念な検討を続けて答えを  
出して、すべき課題であると、もうふうに考えてお

会経済情勢の変化に対応して、これらに対しても絶えず見直しをしていくという考え方を堅持しながら対処していくべきだというふうに考えておるところであります。

○議長 徳永正利君 奎山昭範君。  
〔奎山昭範君登壇 拍手〕

限に尊重しつつ行政簡素化、効率化を推進すること

それから大型間接税、こういうことの導入につ

## 推進審議会設置法案に関連して

2

〔國務大臣松垣德太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(松垣德太郎君) 勝又議員の御質問についてお答えをいたします。

まず、郵便貯金につきまして、臨調答申は各種の指摘、提言を含んでるのでございますが、なまかんずく定額郵便貯金の見直しに關する臨調答申の指摘につきましては、利用者国民に深くかかわる問題でもありますので、今後、関係方面的御意見を伺いながら十分慎重に検討すべきものであるというふうに考えております。

次に、電電公社の改革につきましては、昨年秋、閣議決定されました行革大綱により、政府・自由民主党行政改革推進本部常任幹事会において調整を進めることとされております。郵政省といたしましては、この行革大綱に沿つて対処するととしておりますが、現在まだ調整が整っていない状況であります。臨調答申には各般にわたる要素について提言が盛り込まれております。いざれも電気通信政策上重要な問題であると考えております。

したがいまして、電電公社の改革に当たりましては、第一に、国民生活に不可欠となつてゐる電話を中心とした公衆電気通信サービスを、あまねく公平に低廉な料金で安定的に供給すること、第二に、今後の情報化社会の進展の中での電気通信の果たす役割が大きわめて大きいことを十分認識し、需要に応じた高度かつ多彩なサービスの提供が可能となるよう電気通信の健全な発展を図ること等を基本として対処してまいりたいと考えておる次第であります。(拍手)

政改革に取り組む基本姿勢をただしつつ、総理並びに行政管理部長官の見解を伺いたいと思います。

昭和五十六年三月、社会経済情勢の変化に対応した適切かつ合理的な行政の実現を目指して発足した第二次臨時行政調査会は、去る三月十四日、最終答申を政府に提出し、すべての任務を終了いたしました。この第二臨調が所期の目的を十分果たしたかどうかは議論の分かれるところであります。が、二年間の短期間で広範な分野に及ぶ改革を取り組み、五次にわたる貴重な答申をまとめられた土光会長初め関係各位に敬意を表するものであります。

戦後、歴代内閣は、行政改革を目指して幾度か審議会、調査会等を設置し、その答申または勧告を受けているのであります。が、その実効はほとんど見るべきものがなかったことは御承知のとおりであります。しかし、わが国が置かれている現状は、もはや前車の轍を繰り返すことは許されない状況にあり、過去の経験を厳しく反省し、真に行政改革を断行しようとするならば、まず行政の長である総理の確固たる決意とリーダーシップが何よりも必要であることは言うまでもありません。

そこで、私はまず、中曾根総理の行政改革に取り組む基本姿勢についてお伺いします。

第一は、総理の行事に対する決意についてであります。

総理は、施政方針演説で行政改革に取り組む決意を表明し、また再三にわたって臨調答申の尊重の対応は、総理の発言とは大きく食い違っていると言わざるを得ないのであります。すなわち、行



えております。次に、臨調答申の中で緊急を要するものと中長期にわたるものと分類して、確実にプログラムを示せという御質問でございました。この点は同感でございます。すでに第一次から第四次にわたりまして、その都度その方向と手順を明示して閣議決定を行い、所要の法律改正案を提出し、また所要の予算手続も実行しておるところでございますが、第五次答申事項につきましても、同様、逐次所要の改革を実施に移すとの基本方針のもとに、政府として日下大綱を策定しておりますところでございます。

次に、官僚や圧力団体あるいは党の強い抵抗を排除して行えという御質問でございます。まことに同感でございます。方針のもとに、政府として日下大綱を策定しておるところでございます。

次に、官僚や圧力団体あるいは党の強い抵抗を排除して行えという御質問でございます。

非常に強いのはまさに遺憾でございます。戦後の政治の中で今回の行革ぐらいた全国民的支持をいたしている政治事項はないと確信しております。国民の皆さんこれら強い御支援におこされしなければならないと考えておるところでございます。

なお、本推進審議会の法律第三条に従ってこの答申を尊重遵守することを約束せよという御質問でございますが、最大限に尊重するという基本方針をもつて今回も対処してまいりたいと考えております。

次に、委員の人選について御質問をいただきました。この委員の人選につきましては、国民的視野をもつた、そして見識を持つ、かつ行革に熱意を持った人材を網羅して人選を行いたいと、このようになります。いずれ、法律案成立の上、これらにつきましては国会の皆様方にも御相談申し上げるときがあると思っております。

最後に、税制問題で御質問がございました。これらにつきましては、各党間におきまして本年度の所得税減税については合意が成立されておりました。

今後税収動向も見きわめ、国会における御論議も踏まえまして、財源問題等も含め、税制調査会にも検討をお願いしておるところでございます。いずれ五十七年度の税収の情勢がわかる七月以降におきまして、それらの具体化について真剣に検討してまいりたいと考えております。

残余の御質問は関係大臣より御答弁申し上げます。(拍手)

○國務大臣齋藤邦吉君登壇 拍手

○國務大臣(齋藤邦吉君) 岩山議員の私に対するお尋ねは、第四次答申では「行政改革推進委員会(仮称)」となっていたのを法律では「推進審議会」となぜ直したか、答申には「幅広い提言機能」とあるのを、答申の実施状況を監視するだけに限定しているような法律になつていて、これははどういうことかと、こういうお尋ねであったと思ひます。

そこで、お答え申し上げますと、第四次答申の提言は「行政改革推進委員会(仮称)」という名称で提言されたことはそのとおりでございます。しかし、その性格は、その中にありますように、調査諮詢的機関とされております。したがいまして、答申の実質的趣旨に照らせば、国家行政組織法のたまえから見て審議会の類型に入る、こういうことでござりますので審議会の名稱を用いることとしたものでありますので審議会の性格を弱めたものではございません。

また、臨調答申というものの答申の範囲は非常に広範にわたつておるものでございまして、その目的、所掌事務も、いずれも答申の趣旨に沿つたものでございまして、実質的にも臨調によって取り組んでございまして、実質的にも臨調によって取り組んでございまして、その敵意に心から憤りを感じるものであります。

第一は、中曾根内閣として、臨調の五次にわたる答申内容のすべてを実行に移すつもりなのかどうかであります。

私は、臨調答申を読み返すたびに、社会保障、教育の分野を中心に、国民の長期にわたる運動が築いてきた民主的諸制度に対する財界の異常なまで敵意に心から憤りを感じるものであります。たとえば、年金給付の引き下げ、支給開始年齢の引き延ばし、経費医療の自己負担化、事務費国庫負担の廃止など年金制度、健康保険制度の大改悪。教科書有料化、奨学金有利子化、私学助成の能発展には特段の支障はないと考えておる次第でございます。(拍手)

第二は、本法案によって設置される臨時行政改革推進審議会の役割についてであります。この審議会が臨調答申の実行を監視し得るという他の機関であることは法文上も明白であります。総理や行管庁長官もよく御存じのはずであります。中曾根内閣が国民世論に多少なりとも耳を傾ける姿勢を持っているならば、軍械、大企業奉仕、国民総犠牲の臨調路線の強行は直ちに中止し、本法案の提出は当然行われなかつたであります。私は、具体的質問に入る前に、総理並びに行管長官が、臨調路線に対する国民世論の厳しい批判を謙虚に受けとめるのか、それとも全く馬耳東風と無視されるのか、はつきりと伺つておきたいのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

以下、四点にわたりて質問いたします。

第一は、中曾根内閣として、臨調の五次にわたる答申内容のすべてを実行に移すつもりなのかどうかであります。

私は、臨調答申を読み返すたびに、社会保障、教育の分野を中心に、国民の長期にわたる運動が築いてきた民主的諸制度に対する財界の異常なまで敵意に心から憤りを感じるものであります。たとえば、年金給付の引き下げ、支給開始年齢の引き延ばし、経費医療の自己負担化、事務費国庫負担の廃止など年金制度、健康保険制度の大改悪。教科書有料化、奨学金有利子化、私学助成の能発展には特段の支障はないと考えておる次第でございます。(拍手)

第三は、臨調路線の一枚看板である「増税なき財政再建」についてであります。

この看板がいまや全く色あせ、「財政再建なき臨調」をつくるとか、あるいは安保臨調をつくるなどという構想が次々と打ち出されています。これらはあなたの自身の考え方から出たものかどうか、明確にしていただきたいのであります。

第三は、臨調路線の一枚看板である「増税なき財政再建」についてであります。

この看板がいまや全く色あせ、「財政再建なき増税」に成りかわるうとしています。総理、直間比率の見直しなどという課税で大型間接税の導入を合理化できるなどとは、まさか考えておられないでしよう。「消費一般に対する課税は一般消費(仮称)とは異なる」、こういう竹下大蔵大臣の論理に至つては、まさに「白馬は馬にあらず」そのものであります。中曾根内閣は、大型間接税は導入しないし、その準備もしないとはつきり約束されるのかどうか、改めて伺いたいのであります。

福祉切り捨て、実質大増税の臨調路線が国民の購買力をますます低迷させて消費不況を深刻に

し、それがまた税収の一層の落ち込みを招くという悪循環を断ち切らぬ限り、不況の打開も財政の再建も絶対になし得ないことは明白であります。その第一歩は、言うまでもなく大幅所得減税の断行であります。政府として年内減税の実施、その財源の確保に責任を負うと明言されるのか、この際、しかと承っておきたいと思います。

最後に、臨調路線の行き着く先についてあります。

総理は、これまで繰り返し、行政改革とは「國家改造」「統治権行使の改革」であり、「第三憲政への血路」であると述べています。国家改造、第三憲政とは一体何ですか。恒久平和と主権在民、基本的人権、議会制民主主義、地方自治という憲政の基本構造を根本的にくりかえることではないですか。日本列島不沈空母化という誓約をもとに、レーガン核戦略への全面追随、恐るべき大軍拡を進めるということではありませんか。

あなたは、先日のASEAN諸国歴訪の先々で、「わが国の軍拡への不安は杞憂だ、中曾根内閣には改憲の意思はない」といったそうであります。しかし、「隠すよりあらわる」とはよくも言ったものです。つい最近、ある雑誌が、あなたが昭和三十六年に作成したという改憲草案を明らかにしておられます。すでに私が昨年の予算委員会で取り上げたと同様の恐るべき内容であります。

「すべての国民は國を防衛する義務を負う」とは徴兵制の復活であり、「天皇は」「自衛力の発動」につき、「國際法上の宣言を発する」とは宣戰布告そのものではありませんか。「参議院は」「選挙された議員及び推薦により選任される議員で組織された」とは、議会制民主主義の根本的否定ではありませんか。あなたがこのようないふうな改憲思想をいま抱き続けているという証拠ではありませんか。だからこそアメリカで、「改憲への長期のタイムテーブルを持っていてる」と述べたのではないですか。私は、「行革でお座敷をきれいにし、りっぱな憲法を安置する」というあなたの昨年五月の発言

言の真意をここに見るのであります。

このような危険きわまりない臨調路線と、その強行のための本法案に断固として反対する決意を表明して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 佐藤議員の御質問に

お答えを申し上げます。

まず、臨調路線に対する国民世論の御批判について御言及になりました。

私は、臨調路線については、国民の皆さんには大多數は賛成し、強力に支持していただいているものと考えております。そのような考え方から、政府としては最大限に尊重してこれを実行するという

ことは

お尋ねであります。現在は内閣総理大臣といふ地位にございまして、国会で明言申したとおりの態度をとつておられます。

なお、憲法に関する考え方につきましては、一議員として從来いろいろ意見を述べたことはございませんが、現在は内閣総理大臣といふ地位にございまして、憲法改正は政治日程にのせておらないということは御存じのことおりであります。

残余の御質問は関係大臣より御答弁いたしました。(拍手)

〔國務大臣齊藤邦吉君登壇 拍手〕

○國務大臣(齊藤邦吉君) 佐藤議員の私に対する

お尋ねは二点でござります。

第一の御質問は、臨調行革に対する国民世論の批判をどう受けとめるかということをございます。

この点につきましては、先ほど総理からお答えいたしたとおりでございますが、行政改革の目標も臨調答申を最大限に尊重して実行するという基本精神のもとにやっておるものでござります。四十人学級等に大綱をつくるておる最中でござりますが、いざれも臨調答申を最大限に尊重して実行するという方針を決定し、第五次につきましていま行政改革の次に、臨調答申の中の年金や四十人学級等について御質問がございました。

すでに政府は、四次にわたる答申についての方

行革を実行してまいりました。

次に、臨調答申の中の年金や四十人学級等につ

いて御質問がございました。

そこで、内閣の方針がございまして、内閣の方針を決定し、第五次につきましていま行政改革の

方針を決定し、第五次につきましていま行政改革の

る高い立場からの提言を併記しておりましたが、政府案ではこれが削除されているのです。もとより臨調答申が広い領域にわたって改革案を提示していることは周知の事実ではあります。行政の簡素効率化、補助金整理など臨調の切り込みが甘いと見られる分野についての論議が、このことによつて後退しかねないことを私は心配するものであります。

以上、二点につきまして、臨調原案どおりに条文化されなかつた理由は一体何なのか、総理の御答弁をお願い申し上げます。

次に、審議会の意見の尊重義務規定についてお伺いをいたしました。

法案では、内閣総理大臣は審議会の意見、答申を尊重しなければならないという規定を置いておりますが、私はこの条文が死文化することを過去の経験に照らして強く憂慮するものであります。

昭和三十九年、第一次臨調の任務終了後、答申の実施を監視する行政監理委員会が設けられ、同委員会は、昭和五十六年に解散に至るまで膨大な意見、答申は枚挙にいとまがないのであります。特に、たとえばこの中で、昭和五十四年、公務員定数を五年で一割削減するよう求めた行政監理委員会の意見を無視した事実をどのようにお考えであるかお伺いをいたします。

結局、政府が行政改革実施を回避する隠れみをして行政監理委員会を利用したと言われても仕方がないのではないでしょうか。ポスト二次臨調の発足に当たり、私は、行政監理委員会の轍を踏まないために、総理が責任を持って臨調答申の誠実な実施を貰いていかれるよう要望をするものであります。この点につきましての総理の御決意をお伺いいたします。

次に、先般より再々各議員からもお尋ねでございましたけれども、審議会の委員の選出について

あります。

であります。

行政改革は、民間の合理化努力にならつて行政の簡素化を推進し、さらにはこれによって民間の活力を引き出していくことにその大きなポイント

があります。

昨年の臨調の基本答申には、中央省庁の改革案といたしまして、今回提案された国家行政組織法の改正と並んで、人事管理のセクショナリズムを打破する見地から、行政管理庁と總理府人事局等を統合いたしまして総合管理庁を設置する方策が提示されました。にもかかわらず、総合管理庁構想は総理府の反対によりまして今日まで改革が放置されているのが現状であります。また、国鉄と並んで抜本的な改革を答申されました電電、専売の公社改革は、政府・与党の意見不一致のため、総合管理庁方策同様、今日までなおざりにされています。これら臨調答申の未実施事項に対する政府の取り組み方について、関係大臣の誠実な答弁を求めるものであります。

ささらに、私は、当面する行政改革の課題について質問を続けます。

まず、臨行審を行革回避の隠れみのとせずに、

あります。

御質問にお答えを申し上げます。

最初は、臨行審の名称を委員会としないで審議会としたという理由についてのお尋ねでござりますが、まさしく第四次答申には「行政改革推進委員会(仮称)」という名称で提言されておるものでござります。しかし、その性格は調査諮問的機関とされています。したがって、答申の実質的真意に照らせば、ただいま国会に御提案申し上げておりますする國家行政組織法の一部改正法案というのがございますが、そのたまえから審議会の類型に入るというものでござりますので、法律的な立場で審議会という名称を用いることとしたものでございまして、提言の趣旨の性格を弱めたものでなければ、後退を意味するものでもございません。

さらにまた、高い立場からの提言という、答申の中にあるわけでござりますが、この第四次答申では新機関について高い立場からの提言を行うという役割りが期待されておるのでござります。が、行政改革が当面する政治の最重要の課題であるという高い認識のもとに大所高所に立った御審議をお願い申し上げ、十分効果的な活動がいただける、こういう考え方でござります。

それから公務員定数の削減問題でござります。御指摘のように、五十四年十二月に公務員の新規採用を半減せよとの行政監理委員会委員の提言が出されたことは私も承知をいたしておりますが、それぞれの省庁には、たとえば医学教育とか国立病院の整備等緊要な行政需要があります。これらを踏まえて定員管理を行っていくという必要しかしながら、厳しい財政状況の中での思ひ切った行政の減量努力を求めたこの提言の趣旨を体して昭和五十五年度から国家公務員総数の純減を図つており、また、臨調第一次答申を踏まえ、従来の定員削減計画を改定強化し、昭和五十七年

度以降五年間で5%の削減目標を定めた先般の第六次計画を着実に実施しておるところであり、今後とも、臨調の第五次答申も踏まえ、一層厳しい定員管理に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから臨調答申の中の未実施事項についての御尋ねでござりますが、これは先ほど總理からお答えがございましたように、総合管理庁の構成という問題、電電・専売の問題等々でござりますが、臨調答申の趣旨に沿い、なるべく速やかに所要の結論を得られるよう、引き続き政府部内において努力を図つてしまひたいと考えております。それからなお、各省庁の内部部局につきましては、従来ともスクラップ・アンド・ビルドの原則を基本として機構改革を行つてきておるところでございますが、今後とも部局の簡素合理化には一層の努力をいたし、その膨張を厳に抑制してまいりたい、かよう考へておる次第でございます。

なお、ブロック機関の整理についてでござりますが、昭和五十五年行政改革によりまして十省庁三十五機関の整理再編成を決定し、現在までに九省庁十七機関の整理再編成を実行してまいりましたところでござります。しかし今後は、既定の整理合理化計画を推進する所存であります。そしてこの問題については臨調の最終答申において非常に厳しく指摘されておるわけでござりますので、この答申事項の具體化について今後政府部内において検討立案をしてまいり、これを実行してまいりたい、かよう考へておる次第でござります。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、まず、國務大臣(竹下登君)君登壇、拍手)

○國務大臣(竹下登君)君登壇、拍手)

昭和五十八年四月二十八日

社会労働委員長 目黒今朝次郎

参議院議長 徳永 正利殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野及び特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に雇用される労働者等に關し、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつてこれらの者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

## 五、今後引き続き予想される内外の経済的事情の著しい変化と厳しい雇用失業情勢に対処するため、新たな雇用対策基本計画の策定を進める等、総合的な雇用対策の展開に努めるとともに、行政の実施体制を充実強化すること。

## 右決議する。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月二十四日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十八年度において、一般会計予算に約十六億三千三百万円、特別会計予算に約百四十三億三千三百万円が、それぞれ計上されている。

## 附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、現下の厳しい雇用失業情勢に対応して、本法の趣旨が最大限に生かされるよう、特定不況業種及び特定不況地域の指定に当たつては、関係省庁間の連携を密にし、かつ、実情に即応して彈力的、機動的にを行うこと。

二、特定不況業種の関連下請中小企業における労働者等の雇用の安定を図るため、本法に基づく援護措置が適切に活用されるよう特段の行政指導に努めること。

三、失業の予防、雇用機会の増大等のための新たな助成及び援助については、これらの施策の円滑かつ効果的な活用に努めること。

四、公共職業訓練施設の充実強化、民間各種職業訓練施設の活用等に努めるとともに、中高年齢

第一条 総則(第一条～第四条)

第二章 雇用の安定に関する特別措置法案

第三章 雇用の安定に関する計画等(第五条～第八条)

第四章 離職者の再就職の促進等のための措置(第九条～第二十三条)

第五章 離職者(第二十四条～第二十七条)

## 附則

第一章 総則

## (目的)

第一條 この法律は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野及び特定不況地域において現に多数

の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に雇用される労働者等に關し、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつてこれらの者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定不況業種 内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業分野において、製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれたため、その業種に係る事業所に關し事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされ、これに伴い雇用量が相当程度減少しており、又は減少するおそれがあると認められる業種であつて、当該業種に係る事業所に雇用されており、又は雇用されていた労働者等に關しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する業種をいう。

一 特定不況地域 その地域内に所在する事業所の事業活動に占める特定不況業種に係る事業所(漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三条第一項の政令で定める業種に係る事業所及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)第二条第一項の政令で定める業種に係る事業所を含む。以下この号において同じ。)の事業活動の割合が相当程度の割合であることにより、その地域内に所在する特定不況業種に係る事業所に関し余儀なくされる事業規模の縮小等に伴い、雇用

六 特定不況地域離職者 次に掲げる離職者(「自」の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく「自」の都合によつて退職した者を除く。)であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(労働省令で定める者を除く。)をいう。

イ 特定不況地域内に居住する離職者

ロ イに掲げる離職者以外の離職者で、特定不況地域内に所在する事業所に雇用されていたもの

に關する状況が著しく悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められる地域であつて、当該地域内に所在する事業所に雇用されている労働者、当該地域内に居住する離職者等に關しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

三 特定不況業種事業主 特定不況業種に属する事業の事業主(当該事業主の行う特定不況業種に属する事業に關し当該事業主から委託を受けた製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるものを含む。)をいう。

四 特定不況地域事業主 特定不況地域内に所在する事業所の事業主をいう。

五 特定不況業種離職者 特定不況業種に係る事業の事業主(当該事業主の行う特定不況業種に属する事業に關し当該事業主から委託を受けた製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるものを含む。)をいう。

2 前項第一号又は第二号の規定による指定は、この法律で定める特別の措置を講ずべき期間を付してするものとする。

3 第一項第一号又は第二号の規定による指定をした場合において、前項の規定により付した期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

4 労働大臣は、第一項第一号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業主団体及び労働組合の意見を聴かなければならぬ。

5 労働大臣は、第一項第二号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

6 労働大臣は、第一項第一号の政令の制定又は改正の立案に当たつては、特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六号）に基づき中小企業者の経営の安定を図る等のための措置が講ぜられる地域については、当該措置との法律で定める特別の措置とが総合的かつ効果的に実施されるよう配慮するものとする。

#### （事業主等の責務）

第三条 特定不況業種事業主又は特定不況地域事業主は、特定不況業種に係る事業所又は特定不況地域内に所在する事業所に關し事業規模の縮小等を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及び当該特定不況地域事業主又は特定不況地域事業主及び当該特定不況業種に係る事業主団体又は特定不況地域に係る事業主団体は、当該特定不況業種事業主又は特定不況地域事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関して、相互に協力するよう努めなければならない。

第四条 国は、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に關し行われる事業規模の縮小等の雇用に及ぼす影響その他特

（特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画）

第五条 労働大臣は、特定不況業種に係る事業所において相当数の労働者が離職等を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等で、特定不況業種に係る事業所に関するも

れらの事業所に雇用されている労働者、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者について、失業の予防、再就職の促進その他の雇用の安定を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者及び特定不況地

域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するよう努めなければならない。

#### （労働大臣の作成する雇用の安定に関する計画）

第五条 労働大臣は、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に雇用さ

れる労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための措置の推進に資するため、特に必要があると認められる業種又は地域で労働大臣が定めるものごとに、これらの者の雇用の安定に関する計画を作成するものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、業種に係る計画にあつては当該業種に属する事業を所管する大臣の、地域に係る計画にあつては当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 特定不況業種事業主は、前項の規定により再就職援助等計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助等計画を変更しようとするときも、同様とする。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助等計画で定める措置の内容が再就職の援助その他の雇用の安定を図る上で適当ないと認めるときは、当該事業主に対して、その変更を求めることができる。

5 第三項の認定の申請をした特定不況業種事業主は、雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十

二号）第二十一条の規定の適用については、当該申請をした日に、同条第一項の離職に係る届出をしたものとみなす。

第七条 特定不況業種事業主は、特定不況業種に係る事業所に關し行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、労働省令で定めるところにより、当該事業所に雇用する労働者に關し、再就職援助等計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助等計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定により再就職援助等計画を作成し、又は変更する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

#### （雇用の安定のための要請）

第八条 労働大臣は、特定不況地域における雇用に関する状況の一層の悪化を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定不況地域内に所在する特定不況業種に係る事業所に関する事業規模の縮小等（当該事業規模の縮小等に伴い、当該事業所において相当数の離職者が発生することが見込まれるものに限る）を行おうとする特定不況業種事業主に対して、当該事業所に雇用される労働者に關し、再就職の援助その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができる。

第三章 失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助

（失業の予防等のための助成及び援助）

第九条 政府は、特定不況業種に係る事業所若しくは特定不況地域内に所在する事業所に雇用されている労働者、特定不況業種離職者又は特定不況地域離職者に關し、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対し、雇用保険法（昭

和四十九年法律第百十六号）第六十一条の二の

雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、第六条第三項又は第七条第一項の規定により再就職援助等計画の認定を受けた特定不況業種事業主について特別の配慮をするものとする。

(特定不況地域における雇用機会の増大のための助成及び援助)

第十条 政府は、特定不況地域における雇用機会の増大に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法第六十二条の雇用改善事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

第四章 離職者の再就職の促進等のための措置

(職業訓練)

第十一條 国及び雇用促進事業団は、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行ふよう努めるものとする。

(職業紹介)

第十二條 公共職業安定所は、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の速やかな再就職を容易にするため、求人の開拓、職業指導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

(特定不況業種離職者求職手帳の発給)

第十三条 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で次のいずれにも該当するものに対して、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 当該離職が第六条第三項又は第七条第一項の規定による認定を受けた再就職援助等計画

に含まれているものであること。

二 当該離職の日まで一年以上引き続き特定不況業種事業主に雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、特定不況業種事業主がやむを得ない理由により再就職援助等計画について第六条第三項又は第七条第一項の規定による認定を受けることができなかつたと認めたときは、前項第二号から第四号までに該当する特定不況業種離職者に対しても、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

(國連下請事業主に係る離職者に対する手帳発給の特例)

第十四条 公共職業安定所長は、前条の規定に該当する特定不況業種離職者のほか、国連下請事業主(他の事業主から委託を受けて、当該他の事業主の行う事業に関し、製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるもの)をいう。第二号及び次項において同じ。が、当該他の事業主の行う当該委託に係る事業の属する業種が特定不況業種として指定された日前に、当該製造、修理その他の行為に係る事業所に関し行つた事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者で次のいずれにも該当するもの(船員となろうとする者を除く。)に対して、も、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

一 当該離職が当該指定の日前労働省令で定める期間内にされたものであること。

二 当該離職の日まで一年以上引き続き國連下請事業主に雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

(手帳の効力)

第十五条 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

2 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の発給を受けた者が次のいずれかに該当すると認められたときは、その効力を失う。

一 新たに安定した職業に就いたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 第十七条第三項の規定に違反して再度同条第一項に規定する就職指導を受けなかつたとき。

四 偕りその他不正の行為により、雇用対策法の規定に基づき支給する給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

(労働省令への委任)

第十六条 前三条に定めるものほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関する必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第十七条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、その者の再就職を促進するため必要な職業指導(以下この条において「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に対する、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するため必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長の指定した日を発給しようとするときは、当該國連下請事業

七十三号)第三十三条ノ四第一項に規定する海運局をいう。)の長が第十三条第一項各号に該当すると認定したもの及び同条第二項に規定する者に相当すると認定したもの(を含む)又は特定不況地域離職者であつて、同法第三十三条ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る)であるものに対する同法第三十三条ノ十二ノ二の規定の適用については、同条第一項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「特定不況業種・特定不況地閑係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第二十条ニ規定スル者ノ再就職ノ状況等ヲ考慮シ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは「政令ヲ以テ定ムル日数ニ三十日ヲ加ヘタル日数」とする。

別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特定不況地域離職者の数との比率（次項及び第四項において「吸収率」という。）を定めることができる。

2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する公共事業の事業主体等は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定不況地域離職者を雇い入れていなければならぬ。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の特定不況地域離職者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れができる。

4 前三項に定めるものほか、吸収率の定められている公共事業への特定不況地域離職者の吸収に関する必要な事項は、労働省令で定める。

第二十三条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二条の規定は、特定不況地域である地域については、適用しない。

2 特定不況地域である地域以外の地域に対する中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「中高年齢失業者等の就職」とあるのは、「中高年齢失業者等（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第十七条第一項に規定する手帳所持者を含む。以下同じ。）」の就職とする。

3 特定不況地域が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する特定地域である場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「特定不況地域離職者」とあるのは、「特定不況地域離職者（中高年齢者等に規定する中高年齢失業者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

(第五章 雑則)

**第二十四条 労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならぬ。**

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応するほか、必要に応じ、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に雇用される労働者等の雇用の安定のための措置に関する、関係行政庁に建議することができる。

(船員となるうとする者に関する特例)

第二十五条 その地域内に居住する離職者のうち船員となるうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に対する第二条第五項及び第六項並びに第五条(特定不況地域に係る部分に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣及び労働大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令、労働省令」とする。

2 船員となるうとする者に関する特例)

第一項第六号中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十二条中「公共職業安定所」とあるのは「海運局(海運監理部を含む。)」とする。

(指定期間の満了に伴う経過措置)

第二十六条 前二章に定める措置に関する特例)

省令(第十一條及び第十二條に定める措置で船員となるうとする者に係るものにあつては運輸省令、第二十条に定める措置にあつては厚生省令)で、第二条第二項の規定により付された期間(当該期間が同条第三項の規定により延長された場合においては、当該延長された期間)において、所要の経過措置を定めることができる。

(権限の委任)

第二十七条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部

2 を公共職業安定所長に委任することができる。

この法律に定める運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長（海運監理部長を含む。）に委任することができる。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十八年七月一日から施行する。

（特定不況地域離職者臨時措置法の廃止）

第二条 特定不況地域離職者臨時措置法（昭和五十三年法律第七百七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の特定不況地域離職者臨時措置法（第一号及び附則第五条において「旧特定不況地域離職者臨時措置法」という。）第七条又は第八条において読み替えて適用する雇用保険法第二十一条第二項又は船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項に規定する個別延長給付（以下この条において「旧個別延長給付」という。）を受けることができる者は、第十九条又は第二十条において読み替えて適用する雇用保険法第二十三条规定又は船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付（以下この項において「新個別延長給付」という。）を受けることができる者とみなす。この場合において、新個別延長給付を受けることができる日数は、第十九条又は第二十条の規定にかかわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧特定不況地域離職者臨時措置法第七条において読み替えて適用する雇用保険法第二十三条第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数又は旧特定不況地域離職者臨時措置法第八条において読み替えて適用する船員保險法第三十三条ノ十二ノ二第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数







をしたときは、その旨を厚生大臣に通知するとともに、官報に公示しなければならない。

(建設省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、認定の更新その他浄化槽の型式の認定に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(登録)

第五章 浄化槽工事業に係る登録

第二十一条 浄化槽工事業を営もうとする者は、

当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならぬ。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないと、前項の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第二十二条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「工事業登録申請者」といいう。)は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 営業所の名称及び所在地  
三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいふ。以下同じ。)の氏名

四 第二十九条第一項に規定する浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士

士免状の交付番号

2 前項の申請書には、工事業登録申請者が第二

十四条第一項各号に該当しない者であることを

誓約する書面その他の建設省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十三条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽工事業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該工事業登録申請者に通知しなければならない。

3 何人も、都道府県知事に対し、その登録をした浄化槽工事業者に関する浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請者若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者

三 法人が破産により解散した場合 その破産した場合 その清算人

四 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

五 浄化槽工事業を廃止した場合 浄化槽工事業者であつた個人又は浄化槽工事業者であつた者は、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又

でその処分のあつた日から二年を経過しない

もの

四 第三十二条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 法人でその役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

七 第二十九条第一項に規定する要件を欠く者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を工事業登録申請者に通知しなければならない。

2 第二十九条第一項に規定する要件を欠く者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を工事業登録申請者に通知しなければならない。

2 第二十五条 浄化槽工事業者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十二条第二項の規定は前項の規定による届出に、第二十三条第一項及び第二項並びに前条の規定は前項の規定による届出があつた場合に準用する。

2 第二十六条 浄化槽工事業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その役員

三 法人が破産により解散した場合 その清算人

四 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

五 流動性の高い資本を有する者

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第二項の規定による浄化槽工事を引き続いて施工する者は、当該浄化槽工事を完成する目的の範囲内においては、なお浄化槽工事業者とみなす。

4 浄化槽工事の注文者は、第一項の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その浄化槽工事の請負契約を解除することができる。

(浄化槽設備士の設置等)

第二十七条 都道府県知事は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽工事業者登録簿につき、当該浄化槽工事業者の登録を抹消しなければならない。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

2 第二十九条 浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。

2 浄化槽工事業者は、前項の規定に抵触する営業所が生じたときは、二週間以内に同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うとき

(登録の抹消)



した場合 その清算人

五、淨化槽清掃業を廃止した場合 淨化槽清掃

業者であつた個人又は淨化槽清掃業者であつ

た法人の役員

(標識の掲示)

第三十九条 淨化槽清掃業者は、厚生省令で定めることにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の厚生省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。

(帳簿の備付け等)

第四十条 淨化槽清掃業者は、厚生省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第四十一条 市町村長は、淨化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該淨化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市町村長は、淨化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは淨化槽清掃業者の能力が第三十六条第一号の基準に適合しなくなつたとき、又は淨化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条第二項の命令に違反したとき。

二 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けたとき。

三 第三十六条第二号イ、ハ又はホからヌまでいづれかに該当することとなつたとき。

四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五、前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3 第三十五条第四項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(第七章 淨化槽設備士)

第四十二条 淨化槽設備士免状は、次の各号の一に該当する者に対し、建設大臣が交付する。

一、淨化槽設備士試験に合格した者

二、建設業法第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格した後、厚生省令で定めるところにより厚生大臣及び建設大臣が認定した講習会の課程を修了した者

三、淨化槽設備士試験に合格した者

四、建設大臣は、厚生大臣及び建設大臣の指定する者に淨化槽設備士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる。

五、淨化槽設備士試験の試験科目、受験手続その他淨化槽設備士試験の実施に関する必要な事項及び淨化槽設備士試験委員に関し必要な事項は、建設省令で定める。

六、建設大臣は、前項の建設省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

七、淨化槽設備士試験委員その他淨化槽設備士試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

4 (名称の使用制限)

第五十四条 淨化槽設備士でなければ、淨化槽設備士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

5 (第八章 淨化槽管理士)

第四十五条 淨化槽管理士免状は、次の各号の一に該当する者に対し、厚生大臣が交付する。

一、淨化槽管理士試験に合格した者

二、淨化槽管理士試験は、厚生大臣が行う。

三、淨化槽管理士試験の実施に関する事務を行わせるため、厚生省に淨化槽管理士試験委員を置く。ただし、次項の規定により指定された者に当該事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。

4 (厚生大臣は、その指定する者に淨化槽管理士試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる)。

5 厚生大臣は、第一項第二号の厚生省令を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。

(淨化槽設備士試験)

第四十三条 淨化槽設備士試験は、淨化槽工事に關して必要な知識及び技能について行う。

2 建設大臣は、次の各号の一に該当する者に對しては、淨化槽設備士試験を行わないこ

とができる。

一、一次項の規定により淨化槽設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二、この法律又はこの法律に基づく処分に違反を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

三、厚生大臣は、淨化槽管理士がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反したときは、その淨化槽管理士免状の返納を命ずることができる。

4、淨化槽管理士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

5 厚生大臣は、淨化槽管理士がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反したときは、その淨化槽管理士免状の返納を命ずることができる。

6 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

7 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

8 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

9 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

10 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

11 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

12 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

13 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

14 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

15 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

16 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

17 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

18 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

19 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

20 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

21 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

22 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

23 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

24 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

25 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

26 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

27 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

28 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

29 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

30 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

31 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

32 厚生大臣は、淨化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者



のは「都知事」とする。

(再審査請求)

第五十六条 この法律の規定により保健所を設置する市の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対し再審査請求をすることができる。

2 この法律の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の長がした処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができる。

(指定検査機関)

第五十七条 厚生大臣は、二以上の都道府県の区域において第七条及び第十二条の水質に関する検査の業務を行う者を、都道府県知事は、一の都道府県の区域において当該業務を行う者を指定する。

2 前項の指定の手続その他指定検査機関に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

(経過措置)

第五十八条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第十一章 罰則

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して認定を受けた型式の浄化槽以外の浄化槽を製造した者
- 二 第十七條第三項の規定に違反して浄化槽を輸入した者
- 三 第二十一條第一項又は第三項の登録を受けないで浄化槽工事業を営んだ者
- 四 不正の手段により第二十一條第一項又は第三十二條第一項又は第四十一條第二項の登録を受けた者
- 五 第三十二条第二項又は第四十一條第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第三十五条第一項の許可を受けないで浄化槽清掃業を営んだ者
- 七 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けた者
- 八 第四十三条第七項又は第四十六条第六項の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
- 九 第四十四条又は第四十七条の規定に違反した者

(施行期日)

- 十 第五十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 十一 第五十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。ただし、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第五十条(同条第一項第一号を除く)、第五十三条(同条第一項第六号から第九号までに掲げる者に係る部分に限る)、第六十二条第八号及び第六十三条の規定並びに附則第七条、附則第八条及び附則第十条第一項から第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

を置かなかつた者

三 第十七条第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者

四 第十七条第二項の規定に違反して表示を付した者

五 第二十九条第二項の規定に違反して措置をとらなかつた者

六 第二十九条第三項の規定に違反して浄化槽工事を行った者

七 第三十一条又は第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第四十三条第七項又は第四十六条第六項の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

九 第四十四条又は第四十七条の規定に違反した者

(附則)

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第三項、第二十五条第一項、第二十六条、第三十三条第三項、第三十七条又は第三十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八条第一項後段の規定による通知をしなかつた者

三 第三十条又は第三十九条の規定に違反して標識を掲げない者

四 正当な理由がないのに、第四十二条第三項又は第四十五条第三項の規定による命令に違反して浄化槽設備士免状又は浄化槽管理士免状を返納しなかつた者

五 第二十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十一条又は第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第四十三条第七項又は第四十六条第六項の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

九 第四十四条又は第四十七条の規定に違反した者

(浄化槽の設置等の届出及び水質検査に係る経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に附則第十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧廃掃法」という。)第八条第一項の規定により届出がされている浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更については、第五条の規定は、適用しない。

2 前項の浄化槽又はこの法律の施行の際現に、

浄化槽の設置若しくはその構造若しくは規模の変更につき、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認若しくは同法第八条第四項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の通知を受けている浄化槽で、これらの浄化槽工事がこの法律の施行後六月以内に完了したものについては、第七条の規定は、適用しない。

(浄化槽工事業に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に浄化槽工事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月間は、第二十一条第一項の登録を受けないでも引き続き浄化槽工事業を営むことができる。

(建設業者に関する特例に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際第三十三条第一項に相当する者で現に浄化槽工事業を行っているものに係る同条第三項の規定の適用については、同項中「浄化槽工事業を開始したときは」とある

のは、「この法律の施行の日から起算して六十日以内に」と、「その旨を」とあるのは「浄化槽工事業を行っている旨を」とする。

(従前のし尿浄化槽清掃業の許可の効力等)  
第五条 この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてなされたし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請は、この法律の相当規定によつてなされたし尿浄化槽清掃業の許可又は許可

す。

第六条 前条に規定する場合のほか、この法律の施行前に旧廃掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当す

る規定があるときは、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

(浄化槽設備士免状の特例)  
第七条 建設大臣は、この法律の施行の際厚生大臣及び建設大臣が定める者の行う浄化槽の工事に関する講習会等の課程を修了している者で、現に浄化槽工事の業務に従事しており、かつ、

建設省令で定めるところにより厚生大臣及び建

設大臣が指定する浄化槽工事に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日までに修了したものに対して、浄化槽設備士免状を交付することができる。

(浄化槽管理士免状の特例)  
第八条 厚生大臣は、この法律の施行の際厚生大臣が定める者の行う浄化槽の管理技術に関する講習会等の課程を修了している者で、現に浄化槽工事業を行つてゐる者は、前二項に定めるもののほか、認定の申請、認定の表示、認定の取消し、厚生大臣に対する通知その他浄化槽の型式の認定に關し必要な事項は、建設省令で定める。

4 第一項の認定を受けようとする者は、政令で

槽の保守点検の業務に従事しており、かつ、厚生大臣が指定する浄化槽の保守点検に関する講習会の課程を昭和六十二年六月三十日までに修了したものに對して、浄化槽管理士免状を交付することができる。

第九条 この法律の施行の際現に浄化槽設備士若しくは浄化槽管理士又は浄化槽管理士の名称使用に関する経過措置)

第十一条 建築基準法の一部を次のように改正す  
る。  
第九条の三第一項中「又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者」を「若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者」に改め、「建設業法(昭和二十四年法律第百号)」の下に「浄化槽法(昭和五十八年法律第号)」を、同条第二項中「建設業法」の下に「浄化槽法」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。  
第七条第二項第四号中「第九条第二項第二号及び」及び「第九条第五項及び」を削り、同号に次のように加える。  
ニ 浄化槽法(昭和五十八年法律第号)第五十九条第四号(第四十一条第二項

定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。

5 第一項の期日までに前各項の規定によつてしめたものに對して、浄化槽管理士免状を交付することができる。

第六条 第二項の相当規定によつてしたものとみなす。

(建築基準法の一部改正)  
第七条 この法律の施行の際現に浄化槽設備士若しくは浄化槽管理士の名称使用に関する経過措置)

第十二条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者」を「若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者」に改め、「建設業法(昭和二十四年法律第百号)」の下に「浄化槽法(昭和五十八年法律第号)」を、同条第二項中「建設業法」の下に「浄化槽法」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。  
第七条第二項第四号中「第九条第二項第二号及び」及び「第九条第五項及び」を削り、同号に次のように加える。  
ニ 浄化槽法(昭和五十八年法律第号)第五十九条第四号(第四十一条第二項

の規定による命令に違反した場合に限



活動としての自主性を尊重しつつ、その活動基盤の整備に努めること。

三、地方公共団体は、市町村社会福祉協議会の制度化に伴い、地域福祉の一層の推進に努めること。

右決議する。

#### 社会福祉事業法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

#### 社会福祉事業法の一部を改正する法律案

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「当つて」を「當たつて」と、「外、左の」を「ほか、次の」に改め、同条第一号中「社会福祉協議会」を「都道府県の区域を単位とする社会福祉協議会(以下「都道府県協議会」という。)」に改める。

第七十四条第一項中「前条第一号の社会福祉協議会(以下「協議会」という。)は、都道府県の区域を単位とし、左の」を「都道府県協議会は、当該都道府県の区域内において次の」に、「その区域内において」を「その区域内における市町村の区域内を単位とする社会福祉協議会(以下「市町村協議会」という。)の過半数及び」に改め、同項第二号中「綜合

的企画」を「総合的企画」に改め、同項に次の一号を加える。

五 市町村協議会の相互の連絡及び事業の調整

第七十四条第三項中「協議会」を「都道府県協議会及び市町村協議会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「協議会又はその連合会」を

「都道府県協議会若しくはその連合会又は市町村協議会」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただして」、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村協議会は、当該市町村の区域内において前項第一号から第四号までに掲げる事業を行なうことの目的とする団体であつて、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならぬ。

第七十六条中「協議会」を「都道府県協議会」に、「ある」を「聴き」に改める。

第八十三条中「協議会」を「都道府県協議会」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。

○日黒今朝次郎君登壇、拍手

法律案につきまして、社会労働委員会における著い。

査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、浄化槽法案は、浄化槽による屎尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽

の雇用の安定に関する特別措置法案に対する特別措置法案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種及び特定不況地域において多数の離職者が発生していること等のほか、特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法の有効期限が本年六月三十日に到来すること等にかかるが、両法を統合整備し、引き続き関係労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じようとするものであります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続かない。

第七十七条中「協議会」を「都道府県協議会」に、「ある」を「聴き」に改める。

第八十三条中「協議会」を「都道府県協議会」に改める。

なお、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、浄化槽法案は、浄化槽による屎尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽

の雇用の安定に関する特別措置法案に対する特別措置法案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種及び特定不況地域において多数の離職者が発生していること等のほか、特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法の有効期限が本年六月三十日に到来すること等にかかるが、両法を統合整備し、引き続き関係労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じようとするものであります。

次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案は、市町村における社会福祉を目的とする事業を推進するため、市町村を区域とする社会福祉協議会に関する規定等を定めようとするものであります。

○副議長(秋山長造君) これより四案を一括して採決いたします。

四案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、四案は全会一致をもつて可決されました。

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の範囲に、外国政府等の発行する債券、信託会社等への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加えようとするものであります。

並進を圖るため、簡易生命保険の積立金の運用

及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

#### 通信委員長 八百板 正

##### 参議院議長 徳永 正利殿

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案外一件

よつて内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差を正を図るため、区域外通話地域の距離が三二〇キロメートルを超える遠距離通話料について引き下げようとするものであつた。

並進を圖るため、簡易生命保険の積立金の運用

及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

〔号外〕

層企業努力に徹するといふが職員の勤労意欲の向上が図られるよう適切な措置を講ずる」と。右決議する。

○衆議院議長 福田 一  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のよう改正する。

別表の第三中  
500  
「  
750キロメートルを超えるもの  
4.5秒」を改める。

附 則  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行の日前に支払うべき原因が生じた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、信託会社等への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加え、その運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、法改正のメリットと資金運用制度の一層の改善、簡易保険の青年層等への普及方策、保険料回収制度の適正化につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まことに、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、簡易

た。よつて国会法第八十三により送付する。

昭和五十八年四月二十八日

○衆議院議長 福田 一  
参議院議長 德永 正利殿  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のよう改正する。

別表の第三中  
500  
「  
3.5秒」を「320キロメートルを超えるもの  
3秒」

附 則  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行の日前に支払うべき原因が生じた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、信託会社等への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加え、その運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、法改正のメリットと資金運用制度の一層の改善、簡易保険の青年層等への普及方策、保険料回収制度の適正化につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。(拍手)

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

### 一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、我が国農業を取り巻く厳しい諸情勢にかんがみ、農業生産の重要な基礎資材である肥料について、その品質の保全と公正な取引の確保を図るため、本法の施行に当たつては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

### 官報号(外)

一、肥料の品質保全を期するため、国及び都道府県の取締体制の強化に努めるとともに、肥料の性格に応じ、配合肥料の原料表示等適切な規制措置を講ずること。

二、肥料の安定的供給を図るため、肥料工業の構造改善等による生産、流通コストの低減、それらを反映した適正な価格の実現等に必要な諸対策を強力に推進すること。

また、肥料工業の設備処理に当たつては、雇用の安定、労働条件の整備等につき適切な対策が講じられるよう指導すること。

三、農業生産の安定と土地生产力の增强を図るため、地力培養に関する諸対策を推進するほか、土壤改良、施肥技術等の研究普及体制の整備に努める」と。

右決議する。

肥料取締法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月二十六日

参議院議長 徳永 正利殿  
衆議院議長 福田 一

### 肥料取締法の一部を改正する法律案

#### 肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の各号の」を「次の」に、「但

し、公定規格が定められていない普通肥料を」た

だし、普通肥料で公定規格が定められていないも

の及び専ら登録を受けた普通肥料が原料として配

合される普通肥料であつて省令で定めるもの(以

下「指定配合肥料」という。)に改め、同項第二号

中「りん酸」を「りん酸」に、「もの。」を「もの。」に改

め、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同

条第二項中「市町村」を「都道府県」に、「こえない

を「超えない」と改め、「農業協同組合」とい

う」を加え、同条第三項中「但し、公定規格が定

められていない普通肥料を「ただし、普通肥料で

公定規格が定められていないもの及び指定配合肥

料」に改める。

第五条中「公定規格が定められていない普通肥

料」を「普通肥料で公定規格が定められていないも

の(指定配合肥料を除く。)に改める。

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に改め、同項第五号中「販売業務を行つ事業場及び」を削り、同項中第七号を第八号

とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一

号を加える。

六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして省令で定める肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績

とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一

号を加える。

六 原料、生産の方法等からみて、植物に害があ

ないことを明らかにするために特に必要があ

るものとして省令で定める肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績

とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一

認められるときは、この限りでない。  
第十一条中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に改める。

第十二条第一項中「三年」の下に「(省令で定める種類の普通肥料にあつては、六年)」を加え、同項

第四項中「第六条第一項各号」を「第六条第一項第一号から第五号まで及び第八号」に改め、同項第

五項中「二千八百円を超えない範囲内において省

令」を「その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令」に改める。

第十三条第一項中「左の各号に」を「次に」に、

「且つ」を「かつ」に改め、同項第三号中「販売業務

を行う事業場又は」を削る。

第十六条第一項中「第三十一条第一項若しくは

第二項」を「第三十一条第一項から第三項まで」に、

「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「名称」を

「種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)」に

改め、同項第二項中「前項第二号又は第四号」を「前

項第二号の肥料の名称又は同項第四号に「に変更

があった旨」を「に係る変更」に改め、同項の次に

「があつた旨」を「に係る変更」に改め、同項の次に

## 官報(号外)

る指定配合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の名称

三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 保管する施設の所在地

2 農業協同組合等が第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一様以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

第十七条中「左の」を「次の」と、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二号中「名称」を「種類及び名称(仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称)」に改め、同条第八号中「登

録番号」を「指定配合肥料以外の肥料にあつては、登録番号」に改め、同条第九号中「第二十五条但書」を「第二十五条ただし書」に改め、同条第十号中「肥料」の下に「又は指定配合肥料」を加え、同条に次の一号を加える。

## 十一 その他省令で定める事項

第十八条第一項中「左の」を「次の」に、「附さなければ」を「付さなければ」に、「附されて」を「付されて」に、「引渡し」を「引渡し」に改め、同項第三号中「第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に改め、同項第四号中「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「事項」の下に「その他省令で定める事項」を加える。

第十九条第一項中「普通肥料」の下に「(指定配合肥料を除く。)」を加え、「且つ」を「かつ」に、「附されているもの」を「付されているもの、指定配合肥料については、保証票が付されているもの」に改める。

第二十一条中「又は仮登録」を「若しくは仮登録」に改め、「普通肥料」の下に「又はその受理した届出に係る指定配合肥料」を加える。

第二十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「販売業務を行う事業場及び」を削る。

第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項ただし書きを削り、同条第二項を次のように改める。

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から

週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

第三十条第一項中「取締」を「取締り」に、「分析検査」を「検査」に改め、同条第六項中「分析検査」を「検査」に改める。

## 第三十一条の見出し中「違反の場合の」を削り、同条第一項中「又は仮登録をした普通肥料」を「若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定配合肥料」に、「基く」を「基づく」に、「普通肥料」を「当該肥料」に、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二項中「販売業者」を「その届出に係る販売業者」に改め、「普通肥料」の下に「若しくはその届出に係る特殊肥料」に、「基く」を「基づく」に、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条項」を「第三十一条第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十二条规定」に改め、「取消し」を「取消」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十三条规定」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十四条规定」に改め、「規定期による処分」を「規定期による処分」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十五条规定」に改め、「規定期による処分」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改め、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改め。

に規定する当該肥料に係る生産業者又は輸入業者に対し、都道府県知事にあつては前項に規定する当該肥料に係る生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

第三十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に改める。

第三十三条中「第三十一条第一項若しくは第二項」を「第三十一条第一項から第三項まで」に、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十二条规定」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十三条规定」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十四条规定」に改め、「規定期による処分」を「規定期による処分」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十五条规定」に改め、「規定期による処分」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改め、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改め。

第三十四条第二項中「規定期による処分」を「規定期による処分」に、「取消」を「取消し」に改め、「取消」を「取消し」に改め、「対し」の下に「同条第三項」を「第三十五条规定」に改め、「規定期による処分」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」に改め。

第三十五条の次に次の一条を加える。  
(経過措置)

第三十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置において、その被害の発生を防止するため必要な(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十六条中「左の」を「次の」と、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改め、同条に次の「一號を加える。

四 第三十二条第三項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止に違反した者

第三十七条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「當つて」を「当たつて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十六条の二、第二十二条又は第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を

した者

第三十七条に次の「一號を加える。

三 第二十四条第二項又は第二十六条の規定に違反した者

第三十八条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改め

る。

一 第十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出若しくは申請をせず、若しく

は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の「一號を加える。

二 第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

第三十九条中「左の」を「次の」に、「一萬円」を「十万円」に改め、同条第一号中「又は第十三条第三項、第五項若しくは第六項」を削り、同条第五

号中「肥料若しくはその原料の検査」を「立入り、

検査若しくは取去」に、「虚偽の陳述」を「答弁をせ

ず、若しくは虚偽の答弁」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「対し」の下に「報告をせ

ず、又は」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一

号の次に次の「一號を加える。

二 第十三条第三項の規定による届出若しくは申

請をせず、若しくは同条第五項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十一条中「第三十一條第三項」を「第三十一

條第四項」に、「二千円」を「五万円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前にこの法律による改正前の肥料取締法

(以下「旧法」という。)に基づきされた登録若し

くは仮登録の申請又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新の申請で、この法律の施行の際現

にこれに対する登録若しくは仮登録若しくは登

録若しくは仮登録の有効期間の更新又は登録若

しくは仮登録若しくは登録若しくは仮登録の有

効期間の更新の申請で、この法律の施行の際現

に登録又は仮登録を受けているものに限る。)

の容器又は包装として使用されたときは、新法

に適合する生産業者保証票、輸入業者保証票又

は販売業者保証票が付されているもののみな

(旧法第十条の登録証又は仮登録証の交付及び

旧法第十六条第一項の登録又は仮登録に関する

公告を除く。)に関しては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による

改正後の肥料取締法(以下「新法」という。)第四

条第二項に規定する農業協同組合(市町村の区

域を超えない区域を地区とする農業協同組合を除く。以下単に「農業協同組合」という。)が旧法

第四条第一項第三号の肥料につき受けている農

林水産大臣の登録及び前条の規定に基づき施行

日以後に農業協同組合が同号の肥料につき受け

る農林水産大臣の登録又は登録の有効期間の更新は、当該登録の有効期間中は、新法に基づき

都道府県知事がした登録又は登録の有効期間の更新とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法に基づく都道府

県知事に対する特殊肥料の生産業者は輸入業

者の届出をしている生産業者又は輸入業者につ

いては施行日に、当該都道府県知事に対して新

法に基づく販売業務についての届出があつたも

のとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの法

律の附則においてなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例

による。

第五条 この法律の施行の際に都道府県知事の登録を受けている普通肥料の生産業者について

は施行日に、附則第二条の規定により施行日以

後に都道府県知事の登録又は登録の有効期間の更新を受ける普通肥料の生産業者については当

該登録又は登録の有効期間の更新があつた日に、当該都道府県知事に対して新法に基づく販

売業務についての届出があつたものとみなす。

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

はが、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののはが、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(下条進一郎君登壇、拍手)

○下条進一郎君 ただいま議題となりました法律

案について、委員会における審査の経過と結果を

御報告いたします。

本法律案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化に対応し、肥料取り締まり行政の効率化

卷之三

〔贊成者起立〕

本法律施行に要する経費として、約二億六千  
万円が昭和五十八年度一般会計予算に計上され  
ている。

道的見地に立つて検討すること。

## 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

通肥料の一部について登録の有効期間を延長する

こととするほか、植物に有害な肥料の規制を強化する等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、肥料需給の現状と今後

○副議長(秋山長造君) 日程第八 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

例年実施されてきた恩給年額の増額が今回見送られたことは遺憾である。よつて政府は受給者の実情を踏まえ、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員

衆議院議長 福田  
參議院議長 德永 正利殿

## 題、化学肥料工業の現状と構造改善の進め方、植

害試験成績確認業務の円滑化、地力の維持向上対策等広範にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を経わり、別に討論もなく、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による、肥料の品質保全

を期するため、国及び都道府県の取り締まり体制の強化に努めること等三項目の附帯決議を全会一

致をもつて行いました。

○副議長(秋山長浩君) これより採決をいたしま  
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

官報 (号外)

昭和五十八年五月十一日 参議院会議録第十三号 肥料取締法の一部を改正する法律案 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

二八〇、六〇〇円」を「一、三八七、八〇〇円」  
に、「一、八一六、九〇〇円」を「一、八六〇、  
六〇〇円」に、「一、五三八、六〇〇円」を「一、  
五九九、八〇〇円」に、「一、三九七、九〇〇円」  
を「一、四三七、九〇〇円」に、「一、一五七、  
五〇〇円」を「一、一九四、〇〇〇円」に、「一、  
〇九一、四〇〇円」を「一、一一一、一〇〇円」  
に、「一、〇五九、二〇〇円」を「一、〇九一、  
四〇〇円」に、「九七」、「六〇〇円」を「九九五、  
八〇〇円」に改める。

給しないこととされる者の扶助料（附則第十一条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされている扶助料を除く。）の年額が、その者が当該扶助料を受けることができないとしたならば給されることとなる前項の規定による年額の加算をされた傷病者遺族特別年金の年額に満たないときは、前三項の規定にかかわらず、その者に、当該加算をされた傷病者遺族特別年金の年額と当該扶助料の年額との差額に相当する額を年額とする傷病者遺

2 法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定  
通恩給又は扶助料については、昭和五十八年十二月分以降、その年額を、法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する額とみなし、改正後の法律第百五十五号附則第六の二の下欄に掲げる金額を退職又は死亡時の俸給年額とする。この他恩給に関する法令の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を規定する。

○坂野重信君　ただいま議題となりました恩刑法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

附則別表第八の金額の欄中「一、四一五、六〇〇円」を「一、五〇四、一一〇〇円」と、「一、九三三、〇〇〇円」を「一、九五九、七〇〇円」と、「一、七七一、〇〇〇円」を「一、八一六、九〇〇円」と、「一、五三八、六〇〇円」を「一、五九九、八〇〇円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

（長期在職の旧軍人等の恩給年額の改定）  
第一条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百五十五号。以下「法律第二百五十五号」という。）附則第十三条第三項に規定する普

あるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

委員会におきましては、恩給年額を引き上げなかつた理由、恩給の増額と人事院勧告及び恩給法第二条ノ二の規定との関連、長期在職の旧軍人等に服した旧日赤看護婦等の慰労給付金の引き上げ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表

附則第十五条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 傷病者遺族特別年金を受ける者については、その年額に四万八千円を加えるものとする。

（長期在職の旧軍人等の恩給年額の改定）

あるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

委員会におきましては、恩給年額を引き上げなかつた理由、恩給の増額と人事院勧告及び恩給法第二条ノ二の規定との関連、長期在職の旧軍人等に服した旧日赤看護婦等の慰労給付金の引き上げ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表

して安武委員より、昭和五十七年度の人事院の給与勧告に基づき昭和五十八年四月から恩給年額を増額すること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので政府の意見を聴取いたしましたところ、丹羽総理府総務長官から、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決に入り、安武委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一體化等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

出席者は左のとおり。

井上 裕君

大木 浩君

西村 尚治君

楠 正俊君

安孫子藤吉君

井上 吉夫君

植木 光教君

小澤 太郎君

岡田 広君

木村 醒男君

岩動 道行君

江田 五月君

上條 勝久君

河本嘉久藏君

村上 正邦君

松浦 功君

大川 清幸君

小西 博行君

福田 宏一君

大石 武一君

中村 権二君

桑名 義治君

宇都宮徳馬君

岡部 三郎君

金井 元彦君

中西 一郎君

川原新次郎君

金丸 三郎君

中村 錠一君

増岡 康治君

内藤 健君

大坪健一郎君

渡部 通子君

堀岡 洋君

福岡日出麿君

河岡日出麿君

高木健太郎君

原田 立君

大木 正吾君

大坪健一郎君

源田 実君

上田 稔君

佐々木 漢君

佐々木 漢君

原田 増岡

増岡 康治君

前田 敏男君

前田 敏男君

原田 順二君

源田 実君

大坪健一郎君

大坪健一郎君

原田 順二君

源田 実君

佐々木 漢君

佐々木 漢君

原田 順二君

源田 実君

佐々木 漢君

佐々木 漢君

原田 順二君

源田 実君

佐々木 漢君

佐々木 漱君

原田 順二君

源田 実君

佐々木 漱君

佐々木 漱君

官 報 (号 外)



シーレーン問題の基本的認識に関する質問主意書(秦豊君提出)

総合安全保障関係閣僚会議に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(閣法第二四四号)審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書

同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したいので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(五月二十七日任期満了の内藤良平の後任) 渡辺 范男

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(五月二十四日任期満了による再任) 阿部 英一

(同) 磯田 一郎

(同) 佐方 信博

(五月二十七日任期満了による再任) 田村 祐造

(同) 岡本 道雄

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(五月二十七日任期満了による再任) 河野 共之

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命する法律(秦君提出)

したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十七年度第三・四半期における予算使

(五月二十七日任期満了の内藤良平の後任) 渡辺 范男

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月二十四日任期満了による再任) 阿部 英一

(同) 磯田 一郎

(同) 佐方 信博

(四月二十四日任期満了による再任) 田中真一郎の後任) 阿部 英一

(同) 磯田 一郎

(同) 佐方 信博

(同) 田中 真一郎の後任) 白井修一郎

(同) 田村 祐造

(同) 岡本 道雄

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月二十四日任期満了による再任) 田中 清定

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月十六日辞任の大塚達一の後任) 板垣 正君

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命する法律(秦君提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十七年度第三・四半期における予算使

(四月二十四日任期満了の内藤良平の後任) 渡辺 范男

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月二十四日任期満了による再任) 阿部 英一

(同) 磯田 一郎

(同) 佐方 信博

(四月二十四日任期満了による再任) 田中 真一郎の後任) 阿部 英一

(同) 磯田 一郎

(同) 佐方 信博

(同) 田中 真一郎の後任) 白井修一郎

(同) 田村 祐造

(同) 岡本 道雄

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月二十四日任期満了による再任) 田中 清定

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月十六日辞任の大塚達一の後任) 板垣 正君

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命する法律(秦君提出)

運輸委員 辞任 换欠

森下 泰君 鈴木 正一君

堀江 正夫君 沖 外夫君

世耕 政隆君 堀江 正夫君

安井 謙君 岡田 広君

中西 一郎君 林 達君

林 達君 岡田 広君

丸谷 金保君 小谷 守君

大蔵委員 辞任

小谷 守君 岩山 篤君

勝又 武一君 岩山 篤君

世耕 政隆君 小谷 守君

林 達君 岩山 篤君

中西 一郎君 山東 昭子君

福島 茂夫君 石本 茂君

板垣 正君 石本 茂君

山東 昭子君 石本 茂君

福島 茂夫君 石本 茂君

秦君 茂夫君 石本 茂君

運輸委員 辞任 换欠

森下 泰君 鈴木 正一君

堀江 正夫君 沖 外夫君

世耕 政隆君 堀江 正夫君

安井 謙君 岡田 広君

中西 一郎君 林 達君

丸谷 金保君 小谷 守君

大蔵委員 辞任

小谷 守君 岩山 篤君

勝又 武一君 岩山 篤君

世耕 政隆君 小谷 守君

林 達君 岩山 篤君

中西 一郎君 山東 昭子君

福島 茂夫君 石本 茂君

板垣 正君 石本 茂君

山東 昭子君 石本 茂君

福島 茂夫君 石本 茂君

秦君 茂夫君 石本 茂君

河野 共之 石本 茂君

運輸委員

森下 泰君

鈴木 正一君

堀江 正夫君

世耕 政隆君

安井 謙君

中西 一郎君

丸谷 金保君

大蔵委員

小谷 守君

勝又 武一君

世耕 政隆君

林 達君

中西 一郎君

福島 茂夫君

板垣 正君

山東 昭子君

福島 茂夫君

秦君 茂夫君

運輸委員

森下 泰君

鈴木 正一君

堀江 正夫君

世耕 政隆君

安井 謙君

中西 一郎君

丸谷 金保君

大蔵委員

小谷 守君

勝又 武一君

世耕 政隆君

林 達君

中西 一郎君

福島 茂夫君

板垣 正君

山東 昭子君

福島 茂夫君

秦君 茂夫君

運輸委員

森下 泰君

鈴木 正一君

堀江 正夫君

世耕 政隆君

安井 謙君

中西 一郎君

丸谷 金保君

大蔵委員

小谷 守君

勝又 武一君

世耕 政隆君

林 達君

中西 一郎君

福島 茂夫君

板垣 正君

山東 昭子君

福島 茂夫君

秦君 茂夫君

運輸委員

森下 泰君

鈴木 正一君

堀江 正夫君

世耕 政隆君

安井 謙君

中西 一郎君

丸谷 金保君

大蔵委員

小谷 守君

勝又 武一君

世耕 政隆君

林 達君

中西 一郎君

福島 茂夫君

板垣 正君

山東 昭子君

福島 茂夫君

秦君 茂夫君

運輸委員

森下 泰君

鈴木 正一君

堀江 正夫君

世耕 政隆君

安井 謙君

中西 一郎君

丸谷 金保君

大蔵委員

小谷 守君

勝又 武一君

世耕 政隆君

林 達君

中西 一郎君

福島 茂夫君

板垣 正君

山東 昭子君

福島 茂夫君

秦君 茂夫君

87



ことはない。

一二及び三について

我が国の安全保障確保のためには、防衛、經濟、外交等を含めた広い立場からの努力が必要であり、御指摘の問題を含め、安全保障関連の諸問題については、関係行政機関においてそれぞれの所管事項を中心として検討を行つてゐるが、総合的な安全保障確保の視点から、各般の施策の整合性を保つたま、必要な場合には、閣僚会議の場等を通じても協議を行い、その結果を各行政機関の施策に反映させるよう努めてゐるところである。なお、閣僚会議の今後の開催時期や討議項目については、検討中である。

四について

御指摘の点については、今後の閣僚会議の運営状況を踏まえた上で検討すべき問題と考える。

昭和五十八年五月十一日 参議院会議録第十三号

第三種  
明治二十五年三月三十日  
便物認可

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 三四一(六代) 105
二定価一円部